

## 生駒市規則第 15 号

生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 10 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則の一部を改正する規則

生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則（平成 27 年 12 月生駒市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「平成 14 年法律第 153 号」の次に「。以下「法」という。」を、「個人番号カードをいう。以下同じ。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 3 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 条に規定する署名用電子証明書）」を「個人番号カード用署名用電子証明書（法第 3 条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書）」に改め、「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書及び必要に応じ、移動端末設備用署名用電子証明書（法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備」を加える。

第 4 条第 2 号中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明

用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月11日から施行する。